

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第30号**

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改正後	改正前
<b>別表（第4条関係）</b>	<b>別表（第4条関係）</b>
機 械 器 具	機 械 器 具
(略)	(略)
2 繊維加工機械 (1)～(7) (略) <u>(8) 後加工用絞り機</u>	2 繊維加工機械 (1)～(7) (略)
(略)	(略)
4 その他 (1)～(12) (略)  <u>(13)</u> (略) <u>(14)</u> (略) <u>(15)</u> (略) <u>(16) パルスドキセノン殺菌装置</u>	4 その他 (1)～(12) (略) <u>(13) 放電プラズマ焼結機</u> <u>(14)</u> (略) <u>(15)</u> (略) <u>(16)</u> (略)
備考 (略)	備考 (略)

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。